

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
		評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額	744	348	66,698,338	747	3,997,050	70,697,227
			減額後の課税標準額	521	56	45,432,132	259	2,742,318	48,175,286
	第12項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額	44	67	1,434,493	335	243,543	1,678,482
			減額後の課税標準額	44	67	697,118	335	146,193	843,757
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額	-	-	28,107	142	6,928,982	6,957,231
			減額後の課税標準額	-	-	18,772	142	4,678,525	4,697,439
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	10,852	-	-	10,852
			減額後の課税標準額	-	-	7,596	-	-	7,596
			評価額の1/6の額	1,982	126	270,657	-	-	272,765
			減額後の課税標準額	1,982	126	189,461	-	-	191,569
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額	-	-	17,301,934	-	77,514,944	94,816,878
			減額後の課税標準額	-	-	12,111,354	-	54,260,460	66,371,814
第28項	中部国際空港	評価額の1/2の額	-	-	3,307,016	-	11,839,627	15,146,643	
		減額後の課税標準額	-	-	2,314,911	-	8,287,742	10,602,653	
法 附 則 第 15 条	第5項	外貿埠頭公社の 特定用途港湾施 設（H10.3.31 まで取得分）	評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
			評価額の4/5の額	-	-	10,028,059	-	-	10,028,059
			減額後の課税標準額	-	-	7,029,929	-	-	7,029,929
	第14項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	45,671	1,007	6,100,074	6,146,752
			減額後の課税標準額	-	-	31,970	1,007	4,323,450	4,356,427
	第20項	成田国際空港	評価額の4/5の額	-	-	-	-	222,813,007	222,813,007
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	155,814,145	155,814,145
	第24項	外貿埠頭公社の 民営化会社に 係る継承特例	評価額の1/2の額	-	-	32,479,063	-	-	32,479,063
			減額後の課税標準額	-	-	22,529,916	-	-	22,529,916
			評価額の3/5の額	-	-	11,531,089	-	-	11,531,089
			減額後の課税標準額	-	-	8,071,757	-	-	8,071,757
第25項	郵便事業・郵便 局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	345,193,658	-	142,660	345,336,318	
		減額後の課税標準額	-	-	290,147,410	-	95,936	290,243,346	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計	
			評 価 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額								
法附則第15条	第28項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	214,535	-	-	-	-	214,535	
			減額後の課税標準額	-	-	146,517	-	-	-	-	-	146,517
法附則第15条	第30項	外留埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項		三島特例	評価額の1/2の額	-	-	212,338	14,315	7,860,736	-	-	8,087,389	
			減額後の課税標準額	-	-	144,666	14,314	5,626,385	-	-	5,785,365	
法附則第15条の3第1項		旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	7,404,800	25,494	128,619,063	-	-	136,049,357	
			減額後の課税標準額	-	-	5,101,727	25,418	88,752,189	-	-	93,879,334	
			評価額の3/10の額	-	140	7,462,702	1,289	82,987,282	-	-	90,451,413	
			減額後の課税標準額	-	97	5,148,655	1,289	58,109,990	-	-	63,260,031	
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項		指定法人等大規模外留埠頭	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項		農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	1,169,907	-	-	-	-	1,169,907	
			減額後の課税標準額	-	-	818,935	-	-	-	-	818,935	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項		水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	45,083	-	12,669	-	-	57,752	
			減額後の課税標準額	-	-	30,973	-	9,347	-	-	40,320	
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項		外留埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.41～H18.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の1/5の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項		外留埠頭公社の特定用途港湾施設(H18.4.1～H20.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		計	評 価 額		2,770	681	504,765,185	43,329	548,758,572	-	1,053,570,537	
			減額後の課税標準額		2,547	346	399,922,617	42,764	382,656,162	-	782,624,436	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（全 国 計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額	-	-	42,425,668	-	-	-	42,425,668
		減額分に相当する課税標準額	-	-	1,033,337	-	-	-	1,033,337
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	937,631	-	-	-	937,631
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	119,391	-	-	-	119,391
	第8項	宅地化農地・徴収猶予	市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-
第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	6,601,612	24,227,012	1,463,159	-	1,506,312	33,798,095	
		減額分に相当する課税標準額	1,621,210	5,761,346	422,614	-	845,027	8,650,197	
第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	1,843,310	-	-	-	-	1,843,310	
		減額分に相当する課税標準額	184,331	-	-	-	-	184,331	
法附則第55条第4項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	753,153	1,926,310	126,233,046	361,116	4,900,042	134,173,667	
		減額分に相当する課税標準額	172,515	162,820	28,451,494	112,747	1,740,247	30,639,823	
法附則第55条の2	第4項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	3,721,053	919,805	121,850,427	2,003,668	21,293,798	149,788,751
			減額分に相当する課税標準額	1,768,357	404,715	26,382,609	1,001,230	7,634,846	37,191,757
	第6項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-
	第8項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-
法附則第56条	第1項	東日本大震災による被災住宅用地に係る特例措置	評 価 額	-	-	95,733,676	-	-	95,733,676
			減額分に相当する課税標準額	-	-	38,120,153	-	-	38,120,153
	第10項	東日本大震災による被災代替住宅用地に係る特例措置	評 価 額	-	-	4,769,519	-	15,187	4,784,706
			減額分に相当する課税標準額	-	-	2,063,256	-	4,786	2,068,042
	第13項	居住困難区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 (旧法附則第56条第13項)		評 価 額	-	-	455,818	-	-	455,818	
		減額分に相当する課税標準額	-	-	204,804	-	-	204,804	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

(大都市計) (単位:千円)

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額	-	-	53,586,331	-	23	1,314,314	54,900,668
			減額後の課税標準額	-	-	36,487,824	-	22	916,043	37,403,889
	第12項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額	-	-	2,663	-	-	-	2,663
			減額後の課税標準額	-	-	1,864	-	-	-	1,864
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額	-	-	-	-	-	322,332	322,332
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	214,598	214,598
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の1/6の額	-	-	246,938	-	-	-	246,938
			減額後の課税標準額	-	-	172,857	-	-	-	172,857
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
第28項	中部国際空港	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 15 条	第5項	外貿埠頭公社の 特定用途港湾施 設 (H10.3.31 まで取得分)	評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の4/5の額	-	-	10,028,059	-	-	-	10,028,059
			減額後の課税標準額	-	-	7,029,929	-	-	-	7,029,929
	第14項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第20項	成田国際空港	評価額の4/5の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第24項	外貿埠頭公社の 民営化会社に 係る継承特例	評価額の1/2の額	-	-	32,479,063	-	-	-	32,479,063
			減額後の課税標準額	-	-	22,529,916	-	-	-	22,529,916
			評価額の3/5の額	-	-	11,531,089	-	-	-	11,531,089
			減額後の課税標準額	-	-	8,071,757	-	-	-	8,071,757
第25項	郵便事業・郵便 局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	243,763,194	-	-	-	243,763,194	
		減額後の課税標準額	-	-	220,290,401	-	-	-	220,290,401	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（大都市計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計	
			評 価 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額								
法附則第15条	第28項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	175,727	-	-	-	-	175,727	
			減額後の課税標準額	-	-	122,825	-	-	-	-	122,825	
法附則第15条	第30項	外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第15条の2第2項		三島特例	評価額の1/2の額	-	-	55,817	-	-	3,165,720	-	3,221,537	
			減額後の課税標準額	-	-	36,082	-	-	1,963,339	-	1,999,421	
法附則第15条の3第1項		旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	6,234,505	-	-	81,483,766	-	87,718,271	
			減額後の課税標準額	-	-	4,331,272	-	-	55,874,871	-	60,206,143	
			評価額の3/10の額	-	-	4,088,462	-	-	29,890,538	-	33,979,000	
			減額後の課税標準額	-	-	2,809,169	-	-	19,998,635	-	22,807,804	
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項		指定法人等 大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項		農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	1,169,907	-	-	-	-	1,169,907	
			減額後の課税標準額	-	-	818,935	-	-	-	-	818,935	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項		水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項		外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.41～H18.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			評価額の1/5の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項		外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H18.4.1～H20.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計		計	評 価 額	-	-	363,361,755	-	23	116,176,670	-	479,538,448	
			減額後の課税標準額	-	-	302,702,831	-	22	78,967,486	-	381,670,339	

第 17 表 課税標準の特例等に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

(大 都 市 計) (単位：千円)

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法附則第15条 の8第2項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額	-	-	6,042,209	-	-	-	6,042,209
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	170,877	-	-	-	170,877
法 附 則 第 29 条 の 5	第7項	宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額	-	72,151	-	-	-	72,151
			徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	15,533	-	-	-	15,533
	第8項	宅地化農地・ 徴収猶予	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-
			徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-
第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	56,059	4,137,104	424,844	-	-	14,080	4,632,087
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	15,839	1,185,475	58,550	-	-	8,395	1,268,259
第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	-
法附則第55条 第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	1,113,589	-	-	100,677	1,214,266
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	200,320	-	-	35,238	235,558
法 附 則 第 55 条 の 2	第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
	第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
	第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 56 条	第1項	東日本大震災によ る被災住宅用地に 係る特例措置	評 価 額	-	-	43,242,617	-	-	43,242,617
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	15,892,394	-	-	15,892,394
	第10項	東日本大震災によ る被災代替住宅用 地に係る特例措置	評 価 額	-	-	622,470	-	-	622,470
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	272,514	-	-	272,514
	第13項	居住困難区域内住宅 用地に係る代替住宅 用地の特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 (旧法附則第56条第13項)		評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
			評価額の1/2の額 減額後の課税標準額	評価額の1/2の額 減額後の課税標準額						
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額		744	348	12,351,154	695	2,650,376	15,003,317
			減額後の課税標準額		521	56	8,414,365	208	1,801,356	10,216,506
	第12項	登録有形文化財 等の敷地	評価額の1/2の額		35	67	1,307,522	335	16,577	1,324,536
			減額後の課税標準額		35	67	634,690	335	11,603	646,730
	第20項	特定地方 交通線等	評価額の1/4の額		-	-	23,563	142	5,782,633	5,806,338
			減額後の課税標準額		-	-	15,962	142	3,867,652	3,883,756
	第23項	農業・食品 産業技術 総合研究機構	評価額の1/3の額		-	-	10,852	-	-	10,852
			減額後の課税標準額		-	-	7,596	-	-	7,596
			評価額の1/6の額		1,982	126	23,719	-	-	25,827
			減額後の課税標準額		1,982	126	16,604	-	-	18,712
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額		-	-	16,698,276	-	38,461,908	55,160,184
			減額後の課税標準額		-	-	11,688,793	-	26,923,335	38,612,128
第28項	中部国際空港	評価額の1/2の額		-	-	3,307,016	-	11,839,627	15,146,643	
		減額後の課税標準額		-	-	2,314,911	-	8,287,742	10,602,653	
法 附 則 第 15 条	第5項	外貿埠頭公社の 特定用途港湾施 設（H10.3.31 まで取得分）	評価額の2/3の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
			評価額の4/5の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
	第14項	並行在来線	評価額の1/2の額		-	-	10,649	910	3,403,864	3,415,423
			減額後の課税標準額		-	-	7,455	910	2,646,881	2,655,246
	第20項	成田国際空港	評価額の4/5の額		-	-	-	-	209,467,117	209,467,117
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	146,477,950	146,477,950
	第24項	外貿埠頭公社の 民営化会社に 係る継承特例	評価額の1/2の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額		-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額		-	-	-	-	-	-
第25項	郵便事業・郵便 局株式会社	評価額の1/2の額		-	-	91,160,266	-	132,226	91,292,492	
		減額後の課税標準額		-	-	62,960,002	-	92,276	63,052,278	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分			地 目		田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計	
			評 価 額	減 額 後 の 課 税 標 準 額								
法附則第15条	第28項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	38,808	-	-	-	-	38,808	
			減額後の課税標準額	-	-	23,692	-	-	-	-	23,692	
法附則第15条	第30項	外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第15条の2第2項		三島特例	評価額の1/2の額	-	-	84,900	1,238	4,067,928	-	-	4,154,066	
			減額後の課税標準額	-	-	58,628	1,237	3,237,625	-	-	3,297,490	
法附則第15条の3第1項		旅客会社等に係る承継特例	評価額の3/5の額	-	-	1,163,644	4,632	45,551,379	-	-	46,719,655	
			減額後の課税標準額	-	-	765,799	4,613	31,736,673	-	-	32,507,085	
			評価額の3/10の額	-	-	2,779,819	81	45,473,863	-	-	48,253,763	
			減額後の課税標準額	-	-	1,926,728	81	32,557,792	-	-	34,484,601	
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項		指定法人等 大規模外貿埠頭	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項		農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項		水資源開発機構	評価額の1/6の額	-	-	44,733	-	-	9,153	-	53,886	
			減額後の課税標準額	-	-	30,751	-	-	6,901	-	37,652	
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項		外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.41～H18.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			評価額の1/5の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項		外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H18.4.1～H20.3.31取得分)	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	-	
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計			評 価 額		2,761	541	128,931,804	8,033	366,555,586	-	495,498,725	
			減額後の課税標準額		2,538	249	88,814,794	7,526	257,457,268	-	346,282,375	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（都 市 計）（単位：千円）

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法附則第15条の8第2項	新築貸家住宅敷地	評 価 額	-	-	36,383,459	-	-	36,383,459
		減額分に相当する課税標準額	-	-	862,460	-	-	862,460
法附則第29条の5	第7項	宅地化農地・徴収猶予	-	865,480	-	-	-	865,480
		市街化区域農地としての評価額	-	-	-	-	-	-
	徴収猶予分に相当する課税標準額	-	103,858	-	-	-	103,858	
	第8項	宅地化農地・徴収猶予	-	-	-	-	-	-
第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地としての評価額	6,545,553	20,089,908	1,038,315	-	1,492,232	29,166,008
		減額分に相当する課税標準額	1,605,371	4,575,871	364,064	-	836,632	7,381,938
	第17項	宅地化農地・減額	1,843,310	-	-	-	-	1,843,310
	減額分に相当する課税標準額	184,331	-	-	-	-	184,331	
法附則第55条第4項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	評 価 額	751,386	1,924,665	123,207,210	360,240	4,671,528	130,915,029
		減額分に相当する課税標準額	171,633	161,999	27,929,488	112,309	1,664,589	30,040,018
法附則第55条の2	第4項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	3,169,492	796,960	110,227,835	1,495,073	16,136,107	131,825,467
		減額分に相当する課税標準額	1,492,577	343,293	23,868,139	746,932	5,825,193	32,276,134
	第6項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-
	第8項	課税免除区域外となった土地及び家屋に係る特例措置	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-
法附則第56条	第1項	東日本大震災による被災住宅用地に係る特例措置	-	-	44,828,341	-	-	44,828,341
		減額分に相当する課税標準額	-	-	19,095,491	-	-	19,095,491
	第10項	東日本大震災による被災代替住宅用地に係る特例措置	-	-	3,400,794	-	-	3,400,794
		減額分に相当する課税標準額	-	-	1,466,459	-	-	1,466,459
	第13項	居住困難区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例措置	-	-	-	-	-	-
		減額分に相当する課税標準額	-	-	-	-	-	-
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 (旧法附則第56条第13項)	評 価 額	-	-	455,818	-	-	455,818	
	減額分に相当する課税標準額	-	-	204,804	-	-	204,804	

8. 第17表 課税標準の特例等に関する調（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山	林	そ の 他	計
法 第 349 条 の 3	第10項	日本放送協会	評価額の1/2の額	-	-	760,853	-	29	32,360	793,242
			減額後の課税標準額	-	-	529,943	-	29	24,919	554,891
	第12項	登録有形文化財等の敷地	評価額の1/2の額	9	-	124,308	-	-	226,966	351,283
			減額後の課税標準額	9	-	60,564	-	-	134,590	195,163
	第20項	特定地方交通線等	評価額の1/4の額	-	-	4,544	-	-	824,017	828,561
			減額後の課税標準額	-	-	2,810	-	-	596,275	599,085
	第23項	農業・食品産業技術総合研究機構	評価額の1/3の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第24項	関西国際空港	評価額の1/2の額	-	-	603,658	-	-	39,053,036	39,656,694
			減額後の課税標準額	-	-	422,561	-	-	27,337,125	27,759,686
第28項	中部国際空港	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-	
		減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 15 条	第5項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設（H10.3.31まで取得分）	評価額の2/3の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の4/5の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
	第14項	並行在来線	評価額の1/2の額	-	-	35,022	-	97	2,696,210	2,731,329
			減額後の課税標準額	-	-	24,515	-	97	1,676,569	1,701,181
	第20項	成田国際空港	評価額の4/5の額	-	-	-	-	-	13,345,890	13,345,890
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	9,336,195	9,336,195
	第24項	外貿埠頭公社の民営化会社に係る継承特例	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
			評価額の3/5の額	-	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-	-
第25項	郵便事業・郵便局株式会社	評価額の1/2の額	-	-	10,270,198	-	-	10,434	10,280,632	
		減額後の課税標準額	-	-	6,897,007	-	-	3,660	6,900,667	

第17表 課税標準の特例等に関する調（つづき）（法定免税点以上のもの）

（町 村 計）（単位：千円）

区 分			地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計
法附則第15条	第28項	重要無形文化財の公演施設の敷地	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
第30項		外貿埠頭公社の民営化会社の特定用途港湾施設	評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
法附則第15条の2第2項	三島特例		評価額の1/2の額	-	-	71,621	13,077	627,088	711,786
			減額後の課税標準額	-	-	49,956	13,077	425,421	488,454
法附則第15条の3第1項	旅客会社等に係る承継特例		評価額の3/5の額	-	-	6,651	20,862	1,583,918	1,611,431
			減額後の課税標準額	-	-	4,656	20,805	1,140,645	1,166,106
			評価額の3/10の額	-	140	594,421	1,208	7,622,881	8,218,650
			減額後の課税標準額	-	97	412,758	1,208	5,553,563	5,967,626
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	指定法人等 大規模外貿埠頭		評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	農業・食品産業技術総合研究機構		評価額の1/6の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	水資源開発機構		評価額の1/6の額	-	-	350	-	3,516	3,866
			減額後の課税標準額	-	-	222	-	2,446	2,668
平成18年改正法附則第13条第18項による旧法附則第15条第18項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.41～H18.3.31取得分)		評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
			評価額の1/5の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
平成20年改正法附則第10条第12項による旧法附則第15条第15項	外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H18.4.1～H20.3.31取得分)		評価額の1/2の額	-	-	-	-	-	-
			減額後の課税標準額	-	-	-	-	-	-
合 計			評 価 額	9	140	12,471,626	35,273	66,026,316	78,533,364
			減額後の課税標準額	9	97	8,404,992	35,216	46,231,408	54,671,722

第 17 表 課税標準の特例等に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

(町 村 計) (単位: 千円)

区 分		地 目	田	畑	宅 地	山 林	そ の 他	計	
法附則第15条 の8第2項	新築貸家 住宅敷地	評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
法 附 則 第 29 条 の 5	第7項	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	
		徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	
	第8項	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	
		徴収猶予分に相 当する課税標準額	-	-	-	-	-	-	
第16項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
第17項	宅地化農地・減額	市街化区域農地 としての評価額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	
法附則第55条 第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	1,767	1,645	1,912,247	876	127,837	2,044,372	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	882	821	321,686	438	40,420	364,247	
法 附 則 第 55 条 の 2	第4項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	551,561	122,845	11,622,592	508,595	5,157,691	17,963,284	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	275,780	61,422	2,514,470	254,298	1,809,653	4,915,623	
	第6項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
	第8項	課税免除区域外と なった土地及び家 屋に係る特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
法 附 則 第 56 条	第1項	東日本大震災によ る被災住宅用地に 係る特例措置	-	-	7,662,718	-	-	7,662,718	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	3,132,268	-	-	3,132,268	
	第10項	東日本大震災によ る被災代替住宅用 地に係る特例措置	評 価 額	-	-	746,255	-	15,187	761,442
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	324,283	-	4,786	329,069
	第13項	居住困難区域内住宅 用地に係る代替住宅 用地の特例措置	評 価 額	-	-	-	-	-	-
			減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-
改正法の規定によるもの 平成24年改正法附則第8条第12項 (旧法附則第56条第13項)		評 価 額	-	-	-	-	-	-	
		減額分に相当する 課 税 標 準 額	-	-	-	-	-	-	